

中小企業等経営強化法による先端設備等に係る固定資産税の特例制度の新設について

先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について、現行の特例制度は令和6年度末で廃止されますが、令和7年度の地方税法等の一部改正の施行に伴い、新たな特例制度が令和7年度から令和8年度までの2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日）措置されます。

なお、新たな特例制度では中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、年平均5%以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる機械装置等を導入し、高い賃上げ目標を掲げた場合にはより有利な特例率・減免期間が適用されます。

1. 特例率及び減免期間

特例率について、現行制度から変わりなく1/2が適用され、減免期間についても現行制度から変わりなく3年間となります。

現行制度では賃上げは必須要件ではなく上乗せ要件とされていましたが、新制度においては賃上げ目標が必須要件となり、高い賃上げ目標を掲げた場合には高い特例率が適用（3/4軽減）され、減免期間が2年間延長（5年間）されます。

賃上げ目標	設備の取得時期	特例率	減免期間
1. 5%以上	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	1/2（1/2軽減）	3年間
3%以上	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	1/4（3/4軽減）	5年間

2. 対象設備

対象設備は、【機械装置】、【工具】、【器具備品】及び【建物附属設備（※）】です。
※償却資産として課税されるものに限る。

3. 設備の要件

投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備

（裏面あり）

4. 提出書類

○中小事業者等が申告する場合

- ① 固定資産税・都市計画税の課税標準の特例に係る届出書
- ② 先端設備等導入計画に係る認定書（写し）
- ③ 先端設備等導入計画に係る申請書（写し）
- ④ 工業会等による生産性向上に係る要件を満たすことの証明書

○リース会社が申告する場合

上記4点に加えて

- ⑤ リース契約書（写し）
- ⑥ 公益財団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書（写し）

5. 提出期限

資産を取得した翌年1月31日までに「償却資産申告書」と合わせて提出してください。

6. 提出先・お問い合わせ先

国立市 政策経営部 課税課 固定資産税係（市役所1階14番窓口）
TEL 042-576-2111（内線101）

※中小企業等経営強化法や先端設備導入計画、計画の申請及び認定等に関することについては、まちの振興課商工観光係（TEL 042-576-2111（内線347・348））までお問い合わせください。